

議案第 78 号

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に

関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 114 条・第 115 条）

第 2 款 人員に関する基準（第 116 条・第 117 条）

第 3 款 設備に関する基準（第 118 条・第 119 条）

第 4 款 運営に関する基準（第 120 条～第 131 条）

」

を

「第 5 節 削除」

に改める。

第6条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）」を「第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防訪問介護の」を「当該第1号訪問事業の」に改め、同条第6項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第5項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第43条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるもの

に限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第45条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第43条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第49条第3項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改める。

第100条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」

を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項から第7項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改め、同項を同条第7項とする。

第102条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改め、同条第5項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第100条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

#### 第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

第132条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ）」を「第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、「この条」の次に「及び第134条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6

項を第5項とし、同条第7項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項から第6項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改め、同項を同条第6項とする。

第134条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改め、同条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第132条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第116条第1項から第3項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法（以下「法」という。）第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の条例第6条第2項及び第6項、第8条第2項、第43条第3項並びに第45条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の条例第100条第1項第3号及び第8項、第102条第5項、第132条第1項第3号及び第7項並びに第134条第4項の規定は、なおその効力を有する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定訪問介護事業者が訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の基準を定めること、利用定員が10人以下の指定通所介護事業所における従業者の配置に係る規定を整備すること等のため、この条例を制定するものである。